

保護者に
しかできない
進学資金
計画

保護者に絶対
知ってほしい

奨学金

4つのポイント

1 奨学金の落とし穴である「支給開始時期」

進学に際して、多くの学生が申請するのが日本学生支援機構の奨学金です。しかし、奨学金は進学費用対策として万全ではありません。その最大の落とし穴といえるのが“支給開始時期”です。進学前に高校を通して奨学金を利用できることが確定しても、**第一回目の支給が始まるのは、進学後の5月以降**となっています。そのため、**入学金や前期分授業料など、進学前に必要な納付費用は奨学金以外の方法で用意しなければなりません。**

	入試	入学手続き金	奨学金
在学中	8月	総合選抜入試	予約採用決定
	11月	推薦入試	
	1月	大学入学共通テスト	
	2月	一般入試	
進学後	4月	祝入学! ☆	支給開始 予約採用: 5月以降 在学採用: 7月以降
	5月	←	
	7月		

POINT

奨学金を利用できる
ことが確定しても
第一回目の支給が
始まるのは
進学後の5月以降

2 保護者が借りる教育ローンが有効

進学前に必要な費用対策として教育ローンを利用するのが一般的です。**奨学金は子どもが借主**ですが、**教育ローンは保護者が借主**となります。教育ローンは「国の教育ローン」と「民間の教育ローン」の大きく2つに分けられますが、返済利率や保証料率などはそれぞれさまざまなので、自分の家庭にあった教育ローンを見つけるのは大切なポイントです。

国の教育ローン

沖縄振興開発
金融公庫

民間の教育ローン

さまざまな金融機関
(県内銀行、信用金庫、
労働金庫、JAなど)

POINT

奨学金は
子どもが借り主
であることを
理解する

*母子家庭や父子家庭など経済的に厳しい家庭に対して、国の教育ローンでは、利息軽減などの優遇制度があることも知っておいてください。

奨学金について
もっと詳しく
知りたい方は
こちらをCheck!

【奨学金なるほど相談所】
www.shogakukin.jp



【日本学生支援機構(JASSO)】
www.jasso.go.jp



3 奨学金と教育ローンを上手く組み合わせることがポイント

奨学金も教育ローンも借金であることは変わりませんが、利息の仕組みが大きく異なります。この利息の仕組みの違いを理解することが重要です。日本学生支援機構の第二種は有利子の奨学金ですが、利息が発生するのは卒業後からとなっており、大学や専門学校に在籍している期間は利息が発生しません。それに対して、教育ローンは借入れ翌日から利息が発生します。また、奨学金の利息は上限3%と制限されているものの、2020年3月貸与終了者では固定0.07%、見直し0.02%と上限よりもはるかに低く推移しているのが実情です。有利子奨学金の利率の低さは、国の教育ローンと比べても明らかです。

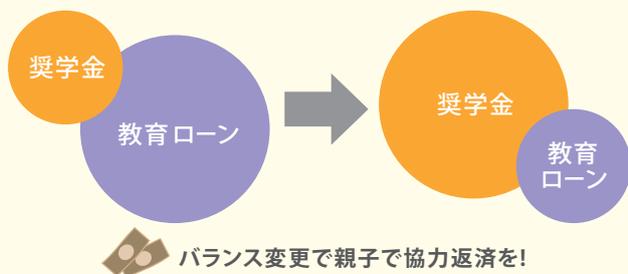
	奨学金	教育ローン	在学中(貸与期間)		卒業後
借主 (返済主)	学生本人	保護者	奨学金	在学中利息が 発生しない	元本を分割返済
利息	在学中は 発生しない	借りた 翌日から発生		利息が低い	利息支払い
返済利率	固定型 0.07% 変動型 0.02% (2020年3月貸与終了者)	1.66% 【国の教育ローン】 (2019年11月現在)	教育ローン	元本を分割返済	
返済開始 時期	卒業後から	借りた翌月から		利息支払い	

POINT

有利子奨学金の
利率は
国の教育ローンと
比べて低い

4 奨学金を大きく、教育ローンを小さく

奨学金の返済月額は借りた総額により決められますが、最長20年と長期にわたります。「子どもにはあまり負担をかけたくない…」そのため奨学金の貸与額を最小限度にし、大きな負担は保護者が教育ローンでまかなう。この考え方は、将来の子どもの負担を心配する当然の親心だと思います。しかし、奨学金と教育ローンの利息の仕組みの違いを理解し、かつ卒業後に親子で協力して返済していくのであれば、奨学金で学費の大半をまかない、教育ローンを最小限度にする方が、最終的には学費負担の軽減につながるようになります。



POINT

奨学金で学費の大半をまかない、
教育ローンを最小限度にする方が
最終的には学費の負担軽減に繋がる

返済が厳しくなった時の救済制度を忘れないでほしい!

日本学生支援機構では、経済的な理由などで奨学金の返済が厳しくなった人のために「返還期限猶予」「減額返還」「所得連動返還」と3種類の救済制度を設けています。猶予が認められると、その間の利息や延滞金も免除されるので、万が一厳しくなった時には、迷わずに救済制度を申請してください。